

白井市感震ブレーカー有償配布実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による電気火災を防止するため、簡易タイプの感震ブレーカー(以下「感震ブレーカー」という。)を予算の範囲内において有償配布することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 感震ブレーカーを配布する対象の地域は、白井市全域とする。

2 感震ブレーカーの有償配布を受けることができる者は、市内に住所を有する個人とする。

3 感震ブレーカーの有償配布は、1世帯につき1個とする。

(申込み)

第3条 感震ブレーカーの有償配布を希望する者(以下「申込者」という。)は、感震ブレーカー有償配布申込書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第4条 申込者の負担金は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 感震ブレーカー 500円

(2) リモート機器(オプション) 500円

(維持管理)

第5条 感震ブレーカーの設置及び維持管理は申込者が行うものとする。

(還付)

第6条 納付された金額は、還付しないものとする。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。